

富津市移住者カーライフ再開補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

富津市長 高橋 恭 市

富津市告示第69号

富津市移住者カーライフ再開補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富津市への移住者が安心して生活することができる環境を整備し、定住の促進を図るため、市内又は近隣地域の自動車学校においてペーパードライバー講習を受けた移住者に対して、予算の範囲内において富津市移住者カーライフ再開補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富津市補助金等交付規則(昭和47年富津市規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 市外から本市に転入した者で、転入の日以前1年間本市に住所を有していなかった者をいう。
- (2) 自動車学校 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所その他市長が認める教習機関をいう。
- (3) ペーパードライバー講習 普通自動車免許を有する者が運転技術の再習得又は向上を目的として受講する技能講習をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、移住者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住していること。
- (2) 本市に転入した日から1年を経過していないこと。
- (3) 本人及び本人と同一の世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- (4) 過去にこの要綱又は同種の補助金の交付を受けていないこと。

- (5) 富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でない者（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内の自動車学校が実施するペーパードライバー講習の受講に要する費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市内の自動車学校での受講が困難であり、市外の自動車学校でペーパードライバー講習を受講することについて、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該ペーパードライバー講習の受講に要する費用を補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実費相当額の2分の1とし、1回につき7,000円（100円未満端数切捨て）を上限とする。この場合において、1人当たりの補助は、年度内2回を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は、1世帯当たり同一年度内につき2回までとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富津市移住者カーライフ再開補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受講申込書又は見積書の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 個人情報取扱いに関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市移住者カーライフ再開補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」とい

う。)が申請内容を変更し、又は中止するときは、富津市移住者カーライフ再開補助金(変更・中止)申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富津市移住者カーライフ再開補助金変更交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 交付決定者は、ペーパードライバー講習の終了後30日以内又はペーパードライバー講習を終了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富津市移住者カーライフ再開補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受講証明書又は領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付額を確定したときは、富津市移住者カーライフ再開補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた交付決定者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、富津市移住者カーライフ再開補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、富津市移住者カーライフ再開補助金交付決定取消通知書(別記第8号様式)により交付決定者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に

補助金の全部又は一部を交付しているときは、交付決定者に対し、富津市移住者カーライフ再開補助金返還命令書（別記第9号様式）により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。